

第20回仙南ブランド特産市出店要領

1. 出品物の要件

- (1) 販売する商品は、仙南各市町の特産品及び地場産業生産物とする。
- (2) 展示販売品のうち、包装してあるものについては、食品衛生法、JAS法等の表示基準に基づき適正な表示をしているものとし、品質については万全を期すこと。容器等については、容器リサイクル法に基づいた表示のあるものを使用すること。

2. 出店の要件

物品等（酒類含む）販売のみとなります。＊飲食を伴う販売は出来ません。

3. 会場

- (1) 出店スペースは、1ブース（間口1.8m×奥行2.25m）とし、北スペース18ブースを配置。販売物により各ブースには、レンタル平台（1.5m×0.45m）、冷蔵・冷凍ケース・ストッカーを設置（冷蔵・冷凍ケースについては、電源に限りがあるため希望多数の場合は調整させていただく場合がございます）する。また、店舗毎にレジを設置する。展示ブースに必要な販売用のグッズ・つり銭は出店者が準備するものとする。
- (2) 1出店者あたり1コマを原則とし、最大2コマまで可能とする。
＊出店者多数の場合は調整させていただきます。
- (3) 会場設営（販売台・ケース等の配置）は、原則主催者が行うが、自店の会場設営・装飾等、また、最終日の撤去作業は、出店者も協力すること。

4. 出店申込

出店を希望する者は、**令和8年8月28日(金)までに**、別紙様式により名取市商工会（FAX 022-382-3406、 mail : natoril@io.ocn.ne.jp）に申し込むものとする。

＊申し込み後、出店者説明会を後日行う。

5. 出店の方法

- (1) 出店は、出店者自らが責任を持って行うものとする。
- (2) 販売に必要な用度品（プライスカード、買物袋、包装紙、冷凍・冷蔵ケース、ディスプレイ等）は出店者が用意すること。のぼり旗の禁止
- (3) 出品物の搬入及び搬出は、出店者自らの責任において行うこと。出品物はあらかじめJR東日本東北総合サービス㈱に登録し登録以外の物は販売できませんのでご注意ください。
- (4) 搬入及び搬出の日程は、別途定める。
- (5) 搬入及び搬出の際の駐車、搬出入の方法等については、JR東日本東北総合サービス㈱の指示に従うものとする。搬出入に当たっては必ず入館カードがないと搬出入通路を通れません。入館カードは事務局より貸与いたします。

6. 出店料 無料とするが**売上の17%**をJR東日本東北総合サービス㈱に納めることとなります。

7. その他

- (1) 出店者は、主催者が行う観光PRに協力するとともに、各自が地元店舗への誘客のための工夫に努めること。
- (2) 販売に当たっては、試飲や試食、試供品の提供により、商品と店舗名のPRに努めること。手指の消毒等衛生面に気を付ける事。
- (3) 出店希望者が多数の場合は調整することがあります。
* 2コマ申込みあった場合は1コマに調整や各市町1事業者に限定等、又売上の見込める業種構成により調整する場合がありますのでその場合は、ご容赦願います。
- (4) 駐車場は、仙台駅搬入口周辺有料駐車場等各自確保すること。
- (5) JR東日本東北総合サービス㈱が用意するレジ等を設置し清算は後日となる。
- (6) 出品物の保管については、終了後クロスを掛け警備員を付け管理いたしますが販売台を覆うクロスは用意して下さい。
- (7) 販売に必要な許可書等を掲示すること。
- (8) 販売員らしい服装で名札を付けてお客様目線で接客すること。商品の渡し忘れ等がないよう声だし確認をすること。
- (9) 出店者の用便については、搬出入通路のトイレを利用すること。
- (10) 昼食については、駅舎内レストランを利用可能ですが、その際は入館証・エプロン等を脱いでいただき、一般客と同様にご利用下さい。
- (11) 出店スペース及びその周辺の清掃については、各自責任を持って行い、ゴミ等については、指定されたゴミ置き場に捨てて下さい。
- (12) 事故等の防止については、最新の注意を払うこと。なお、万が一の事故や負傷者が生じた場合には、速やかに主催者に連絡し、指示に従い適切に対処すること。
- (13) 苦情発生は、JR東日本全体の問題となるため、苦情の申出があったときは、誠意を持って対応するとともに、主催者にも顛末を報告すること。
- (14) その他詳細については申し込み後に出店者会議の中で説明いたします。

*** 尚後日、JR東日本東北総合サービス㈱において出店者説明会がございます。**